

平成 28 年 9 月 7 日

第 3 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

9月7日（初 日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 報 告 第 5 号 平成27年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 議 案 第 48 号 平成27年度南知多町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第6 認定議案第1号 平成27年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第7 認定議案第2号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第8 認定議案第3号 平成27年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第9 認定議案第4号 平成27年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第10 認定議案第5号 平成27年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第11 認定議案第6号 平成27年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第12 認定議案第7号 平成27年度南知多町水道事業会計決算認定
- 日程第13 議 案 第 49 号 工事請負契約の締結について（大井漁港漁港施設機能強化工事（その2））
- 日程第14 議 案 第 50 号 南知多町職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議 案 第 51 号 平成28年度南知多町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議 案 第 52 号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議 案 第 53 号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議 案 第 54 号 平成28年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 請 願 第 1 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制

度の堅持及び拡充を求める請願

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (10名)

1番	石 黒 正 重	3番	高 原 典 之
4番	清 水 英 勝	5番	藤 井 満 久
6番	山 下 節 子	7番	吉 原 一 治
9番	松 本 保	10番	鈴 川 和 彦
11番	榎 本 芳 三	12番	榎 戸 陵 友

欠席議員 (なし)

欠 員 (2名)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石 黒 和 彦	副 町 長	北 川 眞木夫
総務部長	大 岩 良 三	総務課長	中 川 昌 一
検査財政課長	山 下 雅 弘	防災安全課長	大 岩 幹 治
税務課長	石 黒 廣 輝	企画部長	鈴 木 良 一
企画課長	田 中 嘉 久	地域振興課長	滝 本 恭 史
建設経済部長	吉 村 仁 志	建設課長	田 中 吉 郎
産業振興課長	川 端 徳 法	水道課長	相 川 徹
厚生部長	柴 田 幸 員	住民課長	鈴 木 正 則
福祉課長	神 谷 和 伸	環境課長	宮 地 廣 二
保健介護課長	滝 本 功	教育長	大 森 宏 隆
教育部長兼学校教育課長	内 田 静 治	社会教育課長	森 崇 史
学校給食センター所長	宮 本 政 明	会計管理者兼出納室長	鈴 木 茂 夫

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 相川博運 主査 保母公次

[開会 9時30分]

○議長（松本 保君）

皆さん、おはようございます。

ただいま南知多町においては、地球温暖化防止及び経費節減のため、さわやかエコスタイルキャンペーンを実施しておりますので、議会もノーネクタイ及び軽装で実施してまいります。

本日は、大変御多用の中を9月定例町議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、またまた台風がやってまいりました。台風13号が東海地方に向かっています。あすの朝ごろが最接近の予報です。東海では大雨のおそれがあるとされております。また、台風13号の接近によって海上では風が強まり、うねりを伴ってしけとなる見込みだと報じられています。今後の報道に気をつけてくださるようお願いいたします。

また、8月27日から9月5日の10日間で県内の交通死者が10人となったことを受け、県警は6日から15日までの10日間、ことし3回目となる交通事故多発警報を発令しました。台風の雨で視界も悪くなると思われます。重大な事故を起こさないようお願いしまして、本日の町議会に移ります。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第3回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より例月出納検査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

また、執行部より6月議会定例会における一般質問の答弁の訂正申し出がありましたので、報告します。

6月15日開催の定例議会で、榎戸陵友君の本町の備蓄食糧及び飲料水は万全かという一般質問に対する答弁におきまして、訂正前は、食材としてクラッカーを4,970食、アルファ米を5,500食、保存パンを1,488食の合計1万1,958食を備蓄しております。飲料水につきましては、500ミリリットルのペットボトルを3,920本備蓄しておりますと答弁

していました。これに対する訂正後の答弁として、食材としてクラッカーを5,810食、アルファ米を6,300食、保存パンを2,956食の合計1万5,066食を備蓄しております。飲料水につきましては、500ミリリットルのペットボトルを5,200本備蓄しておりますという内容に訂正する申し出がありましたので報告します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松本 保君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、石黒正重君、3番、高原典之君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（松本 保君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの14日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は14日間と決定しました。

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（松本 保君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日ここに9月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様におかれましては御出席を賜り、深く感謝申し上げます。また、傍聴席の皆様方、傍聴ありがとうございます。

それでは、初めに諸般報告をさせていただきます。

去る7月30日に、尾張旭市の愛知県消防学校におきまして開催されました第61回愛知

県消防操法大会の小型ポンプ操法の部におきまして、知多郡5町の代表として出場した南知多町消防団第1分団内海が優勝の栄誉に輝き、当日の喜びの記事を町広報9月1日号に掲載させていただきました。過去、県大会には何度か出場しており、今まで準優勝という成績が最高でございましたが、4月からの約4カ月間、昼間仕事を終えた後、夜間練習に励み、また多くの皆様方の御協力をもちまして、迅速で確実な操法を披露することができ、本町始まっての初めての優勝という結果となりました。この優勝を記念いたしまして本庁舎及び内海サービスセンターには優勝の懸垂幕を掲げてありますことを御報告させていただきます。

次に、平成28年度町防災訓練の実施につきまして御報告申し上げます。

本年度も各地区、区単位によりまして、町内の13会場にて9月1日から11月27日までの予定で地元区の役員の皆様、消防団の皆様、そして町議会議員の皆様の御協力のもと町民の皆様とともに訓練を実施してまいります。既に9月4日までに豊浜、豊丘の9会場において初期消火訓練や応急救護訓練を実施いたしました。なお、9月4日までの訓練の参加総数は520名となっております。

次に、本町へ移住・交流の促進を図るため実施していますタウンプロモーション事業についての御報告をさせていただきます。

国の地方創生加速化交付金を活用したこの事業の一環として制作いたしました「みなみちたのうた」と題したオリジナルソングとダンスの撮影を、述べ403名の皆様に御協力いただきまして、8月27日土曜日に各町内において行いました。この映像は、編集後、町のPR動画としてテレビの特別番組で放映をし、またインターネット上でも配信をしてまいります。

次に、豊浜放課後児童クラブの開設につきまして御報告申し上げます。

9月1日に町内で2カ所目となります放課後児童クラブを豊浜小学校の校舎内に開設いたしました。名称は、豊浜放課後児童クラブとさせていただきました。放課後児童クラブは、労働等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図ることを目的として実施するものでございます。この豊浜放課後児童クラブは、豊浜小学校の児童だけではなく、大井小学校、師崎小学校の児童も対象しております。なお、大井、師崎小学校の児童につきましては、町の公用車で各小学校まで迎えに行くこととしております。定員は20名でございますが、現在の入会児童は豊浜小学校の児童1名、大井小学校の児童1名の計2名でございます。今後は利用児

童の拡大と児童の健全育成に努力してまいりますので、引き続き皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、ふるさと南知多応援寄附金について御報告いたします。

ふるさと南知多応援寄附金（ふるさと納税）につきましては、昨年10月1日より寄附者にお礼の気持ちを伝える謝礼品の拡充と寄附方法の利便性を高めるために特設のホームページを作成し、インターネット上で寄附が完了する仕組みを構築し、クレジット決済及びコンビニエンスストアでの決済、これができるようシステムを導入いたしました。謝礼品につきましては、平成27年度では20の事業者、35品目の特産品及び宿泊券を送付いたしました。平成28年度においても、さらにふるさと納税を推進するために、観光協会各支部や各商工会への説明などを行い、謝礼品の送付事業者を募集いたしました結果、岐阜県八百津町とのコラボ品も含め50の事業者、108品目に謝礼品を拡大することができました。今回の拡充において南知多町に興味を持っていただきまして、実際に訪れていただけますよう宿泊券や体験メニューもふやすことができました。リニューアルした謝礼品につきましては、本年7月1日より運営を開始いたしました。今後も多くの皆様方にふるさと南知多を応援していただき、南知多町の魅力や特産品を全国にPRするため、ふるさと納税を推進してまいります。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を説明申し上げます。

本日、提出させていただきます案件は15案件で、報告1件及び平成27年度南知多町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを初め14議案でございます。

それでは、順を追って提案案件の概要を御説明申し上げます。

報告第5号の平成27年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

議案第48号の平成27年度南知多町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、水道事業会計の未処分利益剰余金の処分に当たりまして、地方公営企業法第32条第2項、第3項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

認定議案第1号から認定議案第7号は、平成27年度南知多町の各会計の決算認定であります。

一般会計及び特別会計を合わせました決算総額は、歳入139億8,962万1,000円、歳出

は132億7,625万1,000円、歳入歳出の差引額は7億1,337万円であります。また、水道事業会計の収益的支出額は税込みで7億2,584万8,000円、資本的支出額は税込みで4億5,491万4,000円であります。住民福祉の維持向上を目指し、各種施策を実施してきたものでございます。

議案第49号の工事請負契約につきましては、大井漁港漁港施設機能強化工事（その2）の工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

議案第50号の南知多町職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、県費負担教職員に係る退職管理は市町村教育委員会が行うものとされたことによりまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第51号は、平成28年度南知多町一般会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ737万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を73億1,851万2,000円とするものであります。

歳入歳出の補正をお願いします内容といたしましては、歳出におきまして、総務費450万円、民生費193万1,000円及び土木費94万1,000円をそれぞれ追加するものであります。また、歳入におきましては、分担金及び負担金52万5,000円、国庫支出金300万円、繰入金290万6,000円及び諸収入の94万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

議案第52号は、平成28年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ741万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を34億3,905万1,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、諸支出金741万5,000円を追加し、歳入におきましては、繰越金741万5,000円を追加するものであります。

議案第53号は、平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ232万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を2億5,872万4,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、後期高齢者医療広域連合納付金90万2,000円及び諸支出金142万2,000円をそれぞれ追加し、歳入におきましては、

繰越金232万4,000円を追加するものであります。

議案第54号は、平成28年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億322万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を20億622万9,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、基金積立金4,504万円及び諸支出金5,818万9,000円をそれぞれ追加し、歳入におきましては、繰越金1億322万9,000円を追加するものであります。

以上で提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（松本 保君）

これをもって、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 報告第5号 平成27年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（松本 保君）

日程第4、報告第5号 平成27年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、報告第5号 平成27年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成27年度の健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見をつけて報告いたします。

表をごらんください。

この健全化判断比率は、自治体の財政悪化を未然に防ぐために規定されたもので、4指標のうち1つでも早期健全化基準の数値を超えると、外部監査のほか財政健全化計画の策定が義務づけられています。健全化判断比率の4つの指標は、南知多町の標準財政規模に対する比率がパーセントで表示されます。健全化判断比率における実質赤字比

率及び連結実質赤字比率につきましては、各会計とも黒字決算となっていますので、横棒のバーで表示しています。

次の実質公債費比率は3.3%、将来負担比率は16.4%になりました。4つの指標とも早期健全化基準数値を超えていません。

また、次の表にあります公営企業会計に係る資金不足比率につきましても、経営健全化基準の数値を超えると、外部監査のほか経営健全化計画の策定が義務づけられております。資金不足比率は、事業規模に対する資金不足をパーセントで表示したものであります。漁業集落排水事業特別会計及び水道事業会計とも資金不足はありませんでしたので、横棒のバーで表示しています。こちらにつきましても、経営健全化基準数値を超えていません。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（松本 保君）

これをもって報告を終わります。

日程第5 議案第48号 平成27年度南知多町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（松本 保君）

日程第5、議案第48号 平成27年度南知多町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

それでは、議案第48号 平成27年度南知多町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての提案理由の説明を申し上げます。

次のページ、提案理由の説明をごらんください。

1の提案の理由は、水道事業会計の未処分利益剰余金の処分に当たり、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決が必要であるからであります。

2の提案の内容につきまして、未処分利益剰余金の当年度末残高4,194万6,079円のうち、減債積立金へ200万円、建設改良積立金へ3,000万円、合計3,200万円を積立金として処分し、処分後の残高994万6,079円を繰越利益剰余金として繰り越すものであります。

以上、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第48号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第6 認定議案第1号 平成27年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定

○議長（松本 保君）

日程第6、認定議案第1号 平成27年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第1号 平成27年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

日本一住みやすい町づくりのため、防災対策の充実、産業振興及び教育環境の整備などを重点に、住民福祉の維持向上を目指した事業に積極的に取り組んでまいりました。その結果、平成27年度の歳入決算額は81億5,030万7,000円で、前年度に比較いたしまして5億427万1,000円、6.6%の増額に、また歳出決算額は76億2,120万1,000円で、前年度に比較いたしまして3億2,202万7,000円、4.4%の増額となりました。翌年度に繰り越すべき財源4,559万2,000円を差し引いた実質収支額は4億8,351万4,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきまして、地方自治法第233条第3項の規

定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

決算説明書の79ページ、8目の企画費の中で知の拠点整備推進事業費143万9,598円とありますけど、この内容をちょっと教えてください。

○議長（松本 保君）

企画課長、田中君。

○企画課長（田中嘉久君）

8目企画費の知の拠点整備推進事業費のほうの使い道の内訳ということでございますので、まずこれは主なものといたしましては、臨時職員1名に支払いました賃金が一番大きなものでございます。金額といたしましては114万1,302円。また、それに係るところの共済費が13万7,822円、そのほかに職員の旅費4万9,640円、需用費といたしまして4,562円、そして備品購入費が10万6,272円、このような内訳になっております。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（松本 保君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

このように去年、27年度にお金を使っていますけど、この使った金に対しての事業の進みぐあいと、それから事業価値、また今後どういうふうに進めていくのかということをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（松本 保君）

企画部長、鈴木君。

○企画部長（鈴木良一君）

それでは、御質問のありました知の拠点整備推進事業でございますが、この事業につきましては、南知多町が地方独立行政法人の設立に向けて調査研究を行ったものでございます。調査結果の一つとして、南知多町が地方独立行政法人を設立するのは、設立指標や財源などの問題により、設立については難しいと判断いたしました。

また、今後の事業展開につきましては、提案者でありますモンテ・カセム氏からは地方独立行政法人にかわる学校法人の設立主体を検討しているとお聞きしておりますが、現段階では明確な進展があったとはお聞きしておりません。

いずれにしましても、進出する団体や資金調達を含む構想の推進手法が明らかになれば、議員や町民の皆さんとともに考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 保君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

まず、決算説明書からお願いします。

款項目については省略させていただきます。

収入、59ページ、青年就農給付金返還金50万円、この50万円が発生した要因と今後の対策について。

歳出のほうに行きます。

71ページ、本庁舎宿直業務派遣手数料329万802円、本庁舎宿直業務委託料127万1,808円、この区分が分けられていますが、なぜでしょうか。

79ページ、都市計画事業基金積立金189万7,000円、前年度より倍弱になってます。その要因について。

75ページ、光熱水費が前年度比127万8,000円減額です。減額の要因は何でしょうか。

81ページ、空港を核とした知多地域振興協議会負担金5万円、これはどのような活動に使われ、生かされましたか。

89ページ、運賃改定に伴う減収額補てん金641万7,000円、どのように評価しますか。

93ページ、公売に伴う不動産等鑑定委託料48万6,000円、差し押さえ件数は何件ありましたか。

135ページ、知多地区勤労者福祉サービスセンター負担金、南知多町民の利用者は何名か、どのような企画内容がありましたか。

153ページ、南知多コンベンション開催助成補助金191万7,000円、昨年度より増額でした。会議、研修は何回開催されたか、1人当たりの助成額は幾らか。

149ページ、消費者行政事業費5万9,305円、教育啓発活動はどのように実施しましたか。

実績報告書107ページ、遊休農地利用意向調査、調査件数1,365、調査の内容を踏まえて今後どのように活用されますか。以上です。

○議長（松本 保君）

総務課長、中川君。

○総務課長（中川昌一君）

ただいま一般会計の決算につきまして御質問いただきましたので、所管課ごとに順次お答えをさせていただきます。

初めに、総務課の所管分でございます。

決算説明書71ページの本庁舎宿直業務派遣手数料と本庁舎宿直業務委託料が役務費と委託料に分かれているのはなぜかという御質問につきまして答弁をさせていただきます。

議員の御指摘のとおり、平成26年度までは本庁舎の宿直業務委託は町のシルバー人材センターに請負業務といたしまして委託料一本でお願いをしておりました。その後、シルバー人材センターが派遣業務の拡大を進める中におきまして、本庁の当直業務の一部が派遣業務に該当すると双方確認ができましたので、役場終了時間の午後5時15分から4時間を派遣業務としてシルバーに委託したということでございます。

次に、決算説明書の75ページの光熱水費が前年度比127万8,000円の減額の要因でございますが、まず水道代でございます。こちら、平成26年度に漏水がございまして、この漏水の修理が復旧したということで減額となっております。また、電気代につきましては、電力の消費を監視しますデマンド監視を導入したことでございます。それぞれ水道代は約45万円、電気代は約82万円が減額となっております。

総務課所管分は以上でございます。

○議長（松本 保君）

検査財政課長、山下君。

○検査財政課長（山下雅弘君）

それでは、検査財政課所管分について答弁させていただきます。

決算書79ページ、7目基金費、25節積立金のうち都市計画事業基金積立金につきまして、前年度より倍弱になっているが、その要因は何かについてお答えいたします。

平成26年度決算と比較しまして増額となっている要因につきましては、1つ目は基金の運用収入であります定期預金の預入利息、これが50万8,303円増加していることがあります。これは、預入期間を見直したことによりまして、利率が上がったことによります。

2つ目につきましては、平成28年3月25日に共同発行市場公募地方債という10年物の債権を1億円で購入しました。その利息が43万3,646円あったことによります。以上であります。

○議長（松本 保君）

税務課長、石黒君。

○税務課長（石黒廣輝君）

続きまして、税務課所管分でございます。

決算書93ページ、13節委託料のうち公売に伴う不動産等鑑定委託料48万6,000円についての内容について、また差し押さえ件数、これは平成27年度中でよろしいでしょうか、何件ありましたかについて答弁させていただきます。

まず公売に伴う不動産等鑑定委託料につきましては、税金の滞納により土地、家屋とともに差し押さえ中の不動産につきまして、愛知県主催の県と市町村との共同公売に参加、出品をさせていただきまして、公売を行う際に適切な見積価格、最低入札価格になります、それを算定するに当たりまして、専門的知見を有する不動産鑑定士へ当該不動産の鑑定評価を委託したものでございます。

次に、平成27年度中の差し押さえ件数につきまして何件あったかについてです。

内訳を説明させていただきます。

不動産については6件、その他預貯金、保険、給与等の債権につきましては16件で、年度合計いたしまして22件の実績となっております。以上でございます。

○議長（松本 保君）

企画課長、田中君。

○企画課長（田中嘉久君）

それでは、企画課所管分につきまして御説明させていただきます。

決算書のほうは81ページ、8目企画費の中の19節負担金、補助及び交付金の中の空港を核とした知多地域振興協議会負担金5万円はどのような活動に使われ、生かされたのかについてお答えをさせていただきます。

中部国際空港を核とした知多地域振興協議会は、知多地域と中部国際空港との持続的かつ一体的な発展及び振興等を図ることを目的に、その前身となる中部国際空港知多地区連絡協議会を発展的に解散して平成27年度に設立された組織でございます。

平成27年度の主な事業といたしましては、セントレア親子サマースクールの開催を初めといたしまして、日本貿易振興機構（JETRO）、こちらを介した海外企業や旅行者に向けた知多半島の物産や観光の紹介、あるいは観光客受け入れのためのセミナーなどを開催しました。

空港を核とした地域の振興、活性化に役立ったものと考えております。以上です。

○議長（松本 保君）

地域振興課長、滝本君。

○地域振興課長（滝本恭史君）

御質問のございました決算書89ページ、14目公共交通対策事業費、19節負担金、補助及び交付金につきまして、運賃改定に伴う減収額補てん金について御説明申し上げます。

運賃改定に伴う減収額補てん金につきまして、平成27年度決算において昨年度決算額に対して132万1,000円減額となっております。これはバスの利用者が増加していることが要因であり、年2回開催しております海っこバスを考える会を通してのバス時刻表及び路線の改編などのバス利用促進施策が効果を上げているものと考えており、南知多町を走る全てのバスの利用者の増加に寄与しているものと評価をしております。以上でございます。

○議長（松本 保君）

産業振興課長、川端君。

○産業振興課長（川端徳法君）

最後に、産業振興課の所管分を説明させていただきます。

決算書59ページ、青年就農給付金返還金50万円の発生した要因と今後の対策についてお答えさせていただきます。

青年就農給付金の給付を受ける受給者は、生活費の確保を目的といたしました国の方の事業による給付を受けていないことが条件となっておりますが、今回の受給者につ

きましては、平成24年度に国のほかの事業による給付、これは雇用保険による失業手当の給付でございますが、これを受けていたことが判明いたしましたため、重複期間に係る給付金を返還したものであります。

この制度につきましては、平成24年度から始まったものでございまして、当時制度が始まったばかりでございましたため、国の要綱等が十分に整備されていなかったために起きたものと考えております。

現在につきましては、要綱等は改正され国の指導もあり、給付金の申請書の記入欄に生活費の確保を目的とした国のほかの事業による給付の有無の欄に、例として生活保護制度、雇用保険制度等という記載があり、受給者及び給付担当者が確認をしやすい様式となっておりますので、今後の再発は防げるものと考えております。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

決算書135ページ、知多地区勤労者福祉サービスセンターの利用者は何名いましたか。また、どのような企画内容がありますかについてお答えさせていただきます。

南知多町民の利用件数につきましてはちょっと把握することはできませんが、南知多町の会員数は平成28年4月1日現在、173の事業所で、正社員の方が610人、パート職員の方が265人の合計875人加入しております。

サービスセンターの企画の内容といたしましては、会員の福利厚生のため割り引き利用協力店や融資あっせんを行います生活安定事業、健康診断の助成などを実施いたします健康維持増進健康管理事業、またレジャー施設の利用助成やチケットあっせんを行います自己啓発及び余暇活動事業等を行っております。

続きまして、決算書153ページ、南知多コンベンション開催助成補助金についてお答えさせていただきます。

平成26年につきましては、会議の開催は7件が申請されました、6件が実施されました。その1件につきましては天候不良のため中止となり、述べ1,784名の方が町内に宿泊していただきました。平成27年度につきましては、8件が申請、開催され、述べ1,917人が宿泊いたしました。1人当たりの助成額につきましては、国内からの宿泊者に対しましては1,000円、国外からの参加者につきましては2,000円でございまして、交付の対象となりますのは、述べ30名以上の宿泊で補助金の上限は50万円でございます。

続きまして149ページ、消費者行政事業費、教育啓発活動はどのように実施したのかについてお答えさせていただきます。

教育啓発活動につきましては、高齢者の方に対しまして振り込め詐欺に対して注意を喚起するためのトイレットペーパー400個を購入いたしました。これを町が実施しております高齢者見守り事業で配るとともに、敬老まつり等においても高齢者の方に配付しております。

最後に、実績報告書の107ページでございます。

遊休農地利用意向調査の内容と今後どのように活用されるのかについてお答えさせていただきます。

遊休農地利用意向調査は、農地法第32条に基づき行われるものであります。まず、農地法第30条第1項に基づく農地の利用状況調査を行いまして、その結果、農業委員会が遊休農地と判断しました農地の所有者に対しまして、今後の農地の利用の意向を調査するものでございます。調査の内容につきましては、自分で耕作をする、貸し付け、売却を希望する、農地利用円滑化団体、これは知多管内ではあいち知多農協が指定されておりますが、そこが行う農地所有者代理事業を利用する、次に農地中間管理事業を活用する、それ以外、その他がございます。調査の今後は、農地利用円滑化団体が行う農地所有者代理事業を利用すると回答された場合にはあいち知多農業協同組合に、農地中間管理事業を活用すると回答された場合には農地中間管理機構にその旨を通知いたしまして、それぞれの団体が該当する遊休農地の借りていただける方の有無を確認してくれることとなっております。そのほかの回答につきましては、翌年度再度農地の利用状況調査を行いまして、回答どおりにその農地は利用されているかどうかを確認いたしまして、回答どおりに利用がされていない場合につきましては、農業委員会のほうから農地中間管理機構との協議を行うように勧告するものでございます。以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

空港を核としたということでお答えいただきましたけれども、これは子供たちも参加するというふうな行事だと思うんですけれども、何か事業で参加した人数の把握をしているのかどうかということと、勤労者福祉サービスセンターの負担金については、293万3,500円町が負担しています。こういった金額からおいても、町民がどれくらい使用しているのかということを把握していないというふうに言われたんですけども、やは

りどのくらい使われているのかということも把握していただきたいと思います。

それから、消費者行政なんですけれども、今、高齢の方のオレオレ詐欺など、まだまだふえていっているというのが実態だと思います。そういうことについても、ただトイレットペーパーを配るとか、それから見守り事業だけでもまだ足らないのかなというふうに思います。もう少し見守り事業を行って、高齢者の方に声かけ活動をすることが重要だと思いますので、その3点お願ひします。

○議長（松本 保君）

企画課長、田中君。

○企画課長（田中嘉久君）

それでは、中部国際空港を核とした知多地域振興協議会のほうで実施をいたしましたセントレア親子サマースクールの開催の状況ということでお答えをさせていただきます。

こちらのほうの事業につきましては、従来の中部国際空港知多地区連絡協議会のほうで従来行っておった事業を引き継いだものでございます。5市5町それぞれ20組40人ということで親子で参加をしていただくということで抽せんをして参加をしていただいたものでございます。以上です。

○議長（松本 保君）

産業振興課長、川端君。

○産業振興課長（川端徳法君）

知多地区の勤労者福祉サービスセンターの利用者の把握でございます。

サービスセンターのほうでは5市5町の全体の利用者数のほうは数字が上がっておりますので、今後サービスセンターのほうに依頼いたしまして、南知多町民の利用者の確認に努めてまいります。

消費者行政の教育啓発活動につきまして、議員から高齢者見守りでもっと啓発するというふうにおっしゃられました。

教育啓発活動につきましては、特にひとり暮らしの高齢者の方を中心に今年度もまた啓発用品を配付する予定でございます。今後どういったことが実際に可能かどうかを検討いたしまして、さらなる啓発活動を進めていきたいと思っております。

○議長（松本 保君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

1番、石黒君。

○1番（石黒正重君）

実績報告書から質問をいたします。

106ページ下段、第6－2表、審議・報告件数、農用地利用集積計画の決定について、288件あります。これはどのような土地で、どう集積され、どう活用されたのかお答えください。

次、108ページ、農業振興対策事業費、カ、残留農薬検査について、対象農産物は決まっているのですか、全ての農家か任意の農家か、問題はありませんでしたか。

次、クの環境保全型農業直接支払交付金について、農業団体はどのような環境保全農業をしているのですか、支払い対象となる条件は何でしょうか。

コ、農業新規就業者支援事業補助金、住宅に係る家賃の一部補助があります。期限は何年間でしょうか。

次、111ページ、5目農地費、(1)農業用施設維持管理費、第6－5表、ため池の維持管理について77カ所あります。そのうち管理区域が23カ所とありますが、管理されていないため池はどうして管理していないのでしょうか。

次、112ページ、(2)農業土木一般管理費、第6－9表、活動組織の中で乙方環境保全会とか環境保全会という組織が使っております。これはどういう組織か説明してください。

次、114ページ、林業費、(2)花ふれあい事業費、イ、コスモス栽培業務委託料について、いつごろ、何の目的で始めたのか、何軒の農家が実施していて、負担にはなっていないのか。

次、117ページ、(3)栽培漁業振興対策事業費、漁業経営の安定化に努めるとともに栽培漁業活動の啓発に努めたとあります。これについては、追跡調査等は必要がなかったのか、課題はなかったのか。

以上、お答えをお願いいたします。

○議長（松本 保君）

産業振興課長、川端君。

○産業振興課長（川端徳法君）

それでは、所管ごとに御説明させていただきます。

まずは産業振興課でございます。

実績報告書の106ページ、農用地利用集積計画の決定について、どのような土地がどう集積され、どう活用されるのかについてお答えいたします。

農用地利用集積計画の決定につきましては、農地の貸し借りでございます利用権設定であります。農業委員会のほうに申請者から出てきた申請を諮りまして、主に国営農地開発事業実施地区内の土地が農業の担い手農業者に集積され、担い手農業者が効率的な生産が行えるように活用されております。

続きまして108ページ、農業振興対策事業費、残留農薬検査の件でございます。対象農産物は決まっているのかと、全ての農家か任意の農家か、問題はなかったのかについてお答えさせていただきます。

残留農薬の検査の補助金につきましては、補助金交付要綱で対象経費は町内農業者の組織する団体が行います農作物の残留農薬検査に要する経費となっておりますので、対象農産物は特に決まってはおりません。農家は全ての農家ではなく、あいち知多農業協同組合の露地野菜部会等の各部会のほうが自主的に検査を行ったものに対して補助をしております。

また、この検査におきまして、基準以上の残留農薬が出たという報告のほうは受けておりません。

続きまして、108ページ、農業振興対策事業費、環境保全型農業につきましてお答えさせていただきます。

町内の農業者及び農業者団体の行っております活動は、緑肥等を作付いたしますカバークロップと有機農業でございます。環境保全型農業直接支払交付金の対象者は販売することを目的に生産を行っている作物につきまして、愛知県のエコファーマー認定を受けている農業者または有機農業者で、国の農業環境規範に基づく点検を自己で行っている農業者団体及び個人でございます。

続きまして、108ページ、農業新規就業者の支援につきましてお答えさせていただきます。

住宅の家賃の一部補助の期限は、対象者は青年就農給付金を受給もしくは受給見込みの方でございまして、最大で3年間、36カ月分を補助しております。

続きまして、実績報告書114ページ、花ふれあい事業のコスモス栽培委託料について御説明いたします。

コスモス栽培委託を始めましたきっかけは、平成3年に全国豊かな海づくり大会が豊

浜漁港で行われることになりましたため、沿道を華やかにするために緑化推進の一環として行ったと聞いております。これを機にコスモスが咲くところにはたくさんの観光客が訪れるようになっております。

また、土地の所有者である住民の方で実施していただいておりますが、毎年契約をさせていただくときに、実施が可能かどうかというのを確認させていただいておりますので、負担になっているとは思っておりません。

次に117ページ、栽培漁業振興対策事業費でございます。

追跡調査の必要はないのか、課題はないのかについて御説明いたします。

放流魚につきまして、追跡調査につきましては特に行っておりませんが、漁獲量の調査を各漁協に毎年行っております。放流4魚種、メバル、カサゴ、マダイ、ヒラメ等の漁獲量は、過去5カ年に平均いたします平成27年度の実績ではいずれも増加しておりますので、栽培漁業活動の効果があるものと考えております。

課題につきましては特にございませんが、放流魚種の選定、放流のサイズ、放流の時期等につきましては、各漁協、漁業者と隨時協議しております。

産業振興課の所管分は以上でございます。

○議長（松本 保君）

建設課長、田中君。

○建設課長（田中吉郎君）

それでは、御質問のうち建設課所管分についてお答えいたします。

実績報告書の111ページの下のほう、第6-5表、ため池の維持管理について、箇所数77カ所、管理区数23区とあるが、管理されていないため池はどうして管理していないのかという御質問につきましてお答えいたします。

議員がおっしゃるのはため池の箇所数77と管理区数23との差し引き54の池が管理されていないのではないかという御指摘だと思いますが、町が管理する77のため池につきましては、全て23の区にため池管理としましてゲートの開閉、草刈りをお願いしております。例えば多いところで19カ所の池の管理を大井の区にお願いしております。したがいまして、町が管理するため池で管理していない池はございません。

続きまして、実績報告書113ページ上段、第6-9表、農業農村多面的機能支払事業補助金の表でございます。

活動組織で乙方環境保全会、山田環境保全会という組織の説明をという御質問につき

ましてお答えいたします。

環境保全会は農業農村多面的機能支払事業を実施する活動組織で、地域の農業者を初め区、老人会で構成され、活動内容といたしまして、農道、農地ののり面の草刈り、水路の泥上げ、補修などの保全管理や景観形成のための植栽、区域内の清掃活動など、農村の環境保全活動を行っている組織でございます。以上です。

○議長（松本 保君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、各委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第1号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。休憩は10時45分までといたします。

[休憩 10時34分]

[再開 10時45分]

○議長（松本 保君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第7 認定議案第2号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定

○議長（松本 保君）

日程第7、認定議案第2号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第2号 平成27年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につき
まして提案理由の説明をいたします。

平成27年度末の国民健康保険の加入者は7,251人で、その加入割合は、町の人口の38.5%であります。平成27年度の医療費の動向といたしましては、1人当たりの費用額は32万2,848円で、前年度に比べまして1万7,041円、5.6%増加いたしました。また、1件当たりの費用額は2万5,840円で、前年度に比較いたしまして1,088円、4.4%増加いたしました。平成27年度の歳入決算額は35億1,986万4,000円で、前年度に比較いたしまして5億1,436万5,000円、17.1%増額となりました。また、歳出決算額は34億6,237万6,000円で、前年度に比較いたしまして5億8,000万5,000円、20.1%の増額となり、歳入歳出差引額は5,748万8,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第2号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第8 認定議案第3号 平成27年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○議長（松本 保君）

日程第8、認定議案第3号 平成27年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第3号 平成27年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして提案の理由を説明させていただきます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障害があると認定されました65歳以上の方が加入し、後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営する制度であります。広域連合は、保険証の発行、保険料の賦課、医療給付などを担当し、各市町村は、保険料の徴収、保険証の交付、各種申請書や届け出の受け付けを担当いたしております。本町の平成27年度末の被保険者数は3,517人で、町の人口に占める割合は18.7%であります。

歳入の主なものは、保険料1億6,105万1,000円、歳出の主なものは、広域連合納付金2億2,582万8,000円であります。平成27年度の歳入決算額は2億3,109万1,000円、歳出決算額は2億2,876万6,000円となりました。歳入歳出差引額は232万5,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第3号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第9 認定議案第4号 平成27年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

○議長（松本 保君）

日程第9、認定議案第4号 平成27年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第4号 平成27年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして提案理由の説明をいたします。

介護保険法に基づき、要介護者等に必要な保険医療サービス及び福祉サービスに係る給付を実施いたしました。平成27年度末の第1号被保険者数は6,483人で、要介護・要支援認定者数は1,048人であります。また、平成28年3月利用分の居宅介護支援サービス受給者数は579人、地域密着型支援サービス受給者数は84人、施設介護サービス受給者数は192人となっており、その年間保険給付費は16億3,723万5,000円となりました。その結果、平成27年度の歳入決算額は18億9,092万円で、前年度に比較いたしまして1,827万1,000円、1.0%の増額となりました。また、歳出決算額は17億8,769万1,000円で、前年度に比較いたしまして955万6,000円、0.5%の減額となりました。歳入歳出差引額は1億322万9,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第4号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第10 認定議案第5号 平成27年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算認定

○議長（松本 保君）

日程第10、認定議案第5号 平成27年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第5号 平成27年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして提案理由の説明をいたします。

本会計は、日間賀島地区漁業集落排水施設の管理運営などを経理する特別会計であります。平成27年度は、浄化センター等の設備改良工事及び施設の維持管理に努めました。その結果、平成27年度の歳入決算額は9,143万1,000円で、前年度に比較し1,103万7,000円、10.8%の減額となりました。また、歳出決算額は8,257万7,000円で、前年度に比較し1,181万2,000円、12.5%の減額となりました。歳入歳出差引額は885万4,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第5号の件については、総務建設委員会に

付託することに決定しました。

日程第11 認定議案第6号 平成27年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出
決算認定

○議長（松本 保君）

日程第11、認定議案第6号 平成27年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出
決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第6号 平成27年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして提案理由の説明をいたします。

本会計は、師崎港駐車場の管理運営などを経理する特別会計であります。平成27年度は、円滑な駐車場の運営と施設の維持管理に努めました。その結果、平成27年度の歳入決算額は1億600万8,000円で、前年度に比較し3,139万5,000円、22.8%の減額となりました。また、歳出決算額は9,364万円で、前年度に比較し3,543万3,000円、27.5%の減額となりました。歳入歳出差引額は1,236万8,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第6号の件については、総務建設委員会に

付託することに決定しました。

日程第12 認定議案第7号 平成27年度南知多町水道事業会計決算認定

○議長（松本 保君）

日程第12、認定議案第7号 平成27年度南知多町水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第7号 平成27年度南知多町水道事業会計決算認定につきまして提案理由の説明をいたします。

安全な水の安定供給を目指し、本年度も施設設備の維持管理などに取り組み、施設の耐震化も図りました。平成27年度の給水戸数は8,455戸、給水人口は1万9,088人であります。また、年間総給水量は、前年度比1.5%減の349万2,000立方メートルとなっています。その年間総有収水量は307万6,000立方メートルで、有収率は前年度より0.67ポイント上がり88.07%となりました。その結果、収益的収支の消費税及び地方消費税を除きました決算額は、収入7億6,099万3,000円に対しまして支出7億2,584万8,000円となり、差し引き3,514万5,000円の純利益となりました。

次に、資本的収支の決算額であります。

収入は2億9,971万9,000円に対しまして、支出は4億5,491万4,000円となり、その不足額1億5,519万5,000円につきましては過年度分損益勘定留保資金などで補填をいたしました。また、減債積立金、建設改良積立金及び未処分利益剰余金を合わせました利益剰余金の平成27年度末残高は6億6,904万7,000円であります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、認定議案第7号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第49号 工事請負契約の締結について（大井漁港漁港施設機能強化工事（その2））

○議長（松本 保君）

日程第13、議案第49号 工事請負契約の締結について（大井漁港漁港施設機能強化工事（その2））の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

それでは、議案第49号 工事請負契約の締結について提案理由を御説明いたします。

次のページの提案理由の説明をごらんください。

1の提案の理由でございますが、大井漁港漁港施設機能強化工事（その2）について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

入札につきましては、去る8月31日に5者による指名競争にて実施したものです。

2の工事の概要でございますが、工事名は大井漁港漁港施設機能強化工事（その2）、工事場所は南知多町大字大井地内でございます。

主な工事の概要でございますが、第1号岸壁における本体工、上部工の63.8メートルとなっております。これは荷さばき場前の第1号岸壁において、既設岸壁の側面へブロックを積み上げ、老朽化した岸壁の補修を行いつつ、耐震、対津波対策を実施するものでございます。

工期は平成29年3月21日まで、請負契約金額は6,328万8,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は468万8,000円でございます。

請負契約者は南知多町大字片名字新師崎20番地、株式会社石橋組でございます。

なお、裏面の2ページには入札結果を、また3ページには工事場所の位置図、岸壁の標準横断面図をつけておりますので、参考にごらんください。なお、2ページの入札結果につきましては、全て税抜き表示となっておりますので、御了承ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第49号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第50号 南知多町職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例
について

○議長（松本 保君）

日程第14、議案第50号 南知多町職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、議案第50号 南知多町職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

の提案理由の御説明を申し上げます。

提案の理由書をごらんください。

1 の改正の理由でございます。平成28年4月1日に施行された地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律附則第14条により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条第1項が改正され、県費負担教職員に係る退職管理は市町村教育委員会が行うものとされたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 の改正の内容は、県費負担教職員に係る再就職情報の届け出先を南知多町教育委員会とするための規定の整備で、第3条関係であります。

3. 施行期日は、公布の日であります。

提案理由の次のページに、新旧対照表を本日つけさせていただきました。ごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第50号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第51号 平成28年度南知多町一般会計補正予算（第2号）

○議長（松本 保君）

日程第15、議案第51号 平成28年度南知多町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、北川君。

○副町長（北川眞木夫君）

議案第51号 平成28年度南知多町一般会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明をいたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ737万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億1,851万2,000円とするものであります。

補正をお願いする内容であります。

まず歳出から説明させていただきますので、12ページ、13ページをごらんください。

3．歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、8目企画費450万円の増額補正であります。一般企画費では、当初予算に計上しておりました文化講演会開催委託料につきまして、地方創生推進事業のキックオフ講演会として実施するため全額減額し、新たに地方創生推進事業費（プロモーション事業）におきまして、キックオフ講演会チラシ作成の印刷製本費10万円、キックオフ講演会開催委託料140万円に組み替えを行うものであります。また、南知多の情報発信、イベント等の企画力などを身につける養成講座を開催するプロモーション事業に係る経費450万円であります。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費193万1,000円の増額補正であります。老人福祉一般管理費の23節償還金、利子及び割引料は、平成27年度の介護保険低所得者保険料軽減国庫負担金及び県負担金の精算に伴います国及び県などへの返還金であります。また、老人保護措置費の20節扶助費は、養護老人ホームへ新たに1名を入所措置したため、措置費を増額するものであります。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう費94万1,000円の増額補正であります。これは、愛知県の施行する県道の道路改良事業に伴い、町道を県道へ接続するためのつけかえ道路の用地を愛知県の用地買収にあわせて買収する経費であります。なお、事業費は全額県の道路事業公共補償の対象となるものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明をいたします。

8ページ、9ページをごらんください。

2．歳入であります。

11款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金52万5,000円の増額補正であります。これは、養護老人ホームへ新たに1名を入所措置したことに伴い、入所者から徴収いたします徴収金であります。

次に、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金300万円の増額補正であります。これは、歳出で御説明しました地方創生推進事業費（プロモーション事業）に係ります経費の2分の1が国から交付されるものであります。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2,852万3,000円の減額補正であります。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整としまして減額するものであります。

2項特別会計繰入金、1目国民健康保険特別会計繰入金741万5,000円、2目後期高齢者医療特別会計繰入金142万2,000円及び3目介護保険特別会計繰入金2,259万2,000円は、それぞれの特別会計への平成27年度決算における精算に伴う一般会計への繰入金でございます。

次に、10ページ、11ページをごらんください。

19款諸収入、4項雑入、3目雑入94万1,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明しました県道道路改良事業における県からの公共補償費であります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、各委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第51号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第52号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（松本 保君）

日程第16、議案第52号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

議案第52号 平成28年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ741万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,905万1,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、まず歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページをごらんください。

下段の3.歳出、10款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金は741万5,000円の増額補正でございます。これは、平成27年度の国民健康保険特別会計決算に伴い、超過交付となつた一般会計繰入金の出産育児一時金及び事務費負担対象分を一般会計へ返還するものでございます。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。同じページの上段をごらんください。

2.歳入、9款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金は741万5,000円の増額補正でございます。これは、前年度の繰越金で歳出補正予算の財源とするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第52号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第53号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（松本 保君）

日程第17、議案第53号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

議案第53号 平成28年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,872万4,000円とするものでございます。

補正をお願いいたします内容につきましては、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページの中段をごらんください。

3. 岁出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は90万2,000円の増額補正でございます。これは、平成27年度に賦課した保険料につきまして、本年4月11日から5月31日までに収納した保険料を広域連合に納付するものでございます。

次に、下段の3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金は142万2,000円の増額補正でございます。これは、平成27年度の後期高齢者医療特別会計決算に伴い、超過交付となった一般会計繰入金の事務費繰入金を一般会計へ返還するものでございます。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。同じページの上段の表をごらんください。

2. 岁入、3款繰越金、1項1目繰越金は232万4,000円の増額補正でございます。こ

れは、前年度から繰越金で、先ほど歳出で御説明いたしました後期高齢者医療広域連合納付金及び一般会計繰出金の財源とするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第53号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第54号 平成28年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（松本 保君）

日程第18、議案第54号 平成28年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

それでは、議案第54号 平成28年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億322万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億622万9,000円とするものでございます。

補正をお願いする内容につきましては、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページをごらんください。

2段目の3.歳出、5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金につきましては4,504万円の増額補正でございます。これは、平成27年度の介護保険特別会計剩余金から介護給付費などの精算に伴う返還金などを差し引きました金額を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金につきましては3,559万7,000円の増額補正でございます。これは、平成27年度の介護保険特別会計決算に伴い保険給付費などが確定し、国・県支出金等を精算したことによる償還金でございます。

次に、6款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金につきましては2,259万2,000円の増額補正でございます。これは、平成27年度の介護保険特別会計決算に伴い、保険給付費などの精算による返還分として一般会計に繰り出すものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。このページの上段をごらんください。

2.歳入、7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、平成27年度の介護保険特別会計の決算剩余金1億322万9,000円を計上したものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第54号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第19 請願第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

○議長（松本 保君）

日程第19、請願第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の

堅持及び拡充を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

12番、榎戸陵友君。

○ 12番（榎戸陵友君）

それでは、請願の朗読により説明とさせていただきます。

請願者の住所・氏名は、知多郡南知多町大字片名字長谷2番地、南知多町教員組合執行委員長 伊藤房規初め92名でございます。

請願の趣旨を朗読させていただきます。

貴職におかれましては、日々、教育の発展に御尽力をいただき、深く敬意を表します。

さて、未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子供たちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子供たちを取り巻く教育課題は依然として克服されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子供も多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面しています。昨年度、文部科学省は、9年間で2万8,100人の教職員定数改善の考え方を示し、その初年度分として3,040人の定数改善を盛り込みました。しかし、少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、不十分なものでした。さらに、政府予算においては、いじめ問題への対応や特別支援教育の充実などのための525人の加配措置にとどまるとともに、教職員定数全体を子供の自然減以上に削減することが盛り込まれるなど、子供たちの健やかな成長を支えるための施策としては、大変不満の残るものとなりました。少人数学級は、保護者・県民からも一人一人の子供にきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれます。山積する課題に対応し、全ての子供たちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠です。

また、子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

つきましては、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出されるよう下記の事項について請願いたします。

請願事項 1. 少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。

2. 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 保君）

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により、文教厚生委員会に付託いたします。

○議長（松本 保君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

[散会 11時35分]